

## 「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

**公的年金等<sup>\*1</sup>を受給する場合、児童扶養手当額の全部  
または一部を受給することができません。<sup>\*2</sup>**

(<sup>\*</sup>1) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など。

(<sup>\*</sup>2) 障害年金を受給している方は、令和3年3月分(令和3年5月  
支払い)から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額  
との差額を児童扶養手当として支給します。

■ 障害年金以外の公的年金を受給している方は、その額が児童扶養  
手当額より低い場合、差額分を児童扶養手当として支給します。

 **そのため、以下の手続きを必ず行ってください**

### ● 公的年金等を新たに受給する場合

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

**必要な手続き** ▶ 以下の書類をご持参の上、お住まいの市区町村の児童扶養手当  
窓口にお越しください。

- ・ 公的年金給付等受給状況届
- ・ 公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

### ● 公的年金等が過去に遡って給付される場合や、 公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合が  
あります。**手続きは早め**に行うよう、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

吉岡町役場 健康子育て課 子育て支援室 TEL0279-26-2248